

返金制度

20 卒 ミギウデ採用伴走コース

(紹介手数料)

本件業務に対する乙の紹介手数料は、甲が乙から紹介された求職者を採用することを決定し、甲が当該求職者（以下、「採用決定者」という。）から内定承諾書を受領した時点で発生する。

- 2 甲は、採用が決定した場合には、紹介手数料として500,000円及び消費税相当額を乙に支払う。
- 3 乙は、2019年10月以降、本条第2項の紹介手数料を請求し、甲は同請求金額を請求月の翌月末までに乙の指定する銀行口座に振り込みにより支払うものとする。なお、支払期日が乙の指定する銀行口座の銀行休業日の場合は、前営業日までに振り込むものとする。なお、振込手数料は甲の負担とする。

(紹介手数料の返還)

甲に入社を決定した採用決定者の全員が、採用決定者の自己都合により、入社前の内定辞退、または入社日から起算して6ヶ月以内に退社した場合、乙は甲に対して次の通り紹介手数料を退社決定より30日以内に返還するものとする。なお、複数人の採用決定者の内、一人でも内定辞退、退社しない者がいる場合は、返還はないとする。全員が、内定辞退、退社となった場合、次に該当する最も返還額の少ない基準により返還するものとする。

- (1) 入社前 : 紹介手数料の100%
- (2) 入社後 3ヶ月以内に退社 : 紹介手数料の50%
- (3) 入社後 6ヶ月以内に退社 : 紹介手数料の25%

20 卒 成果報酬型コース

(紹介手数料)

甲は、採用決定者に応じて、次の通り紹介手数料を乙に支払う。

- (1) 採用決定者1人 50万円及び消費税相当額
- (2) 採用決定者2人目 45万円及び消費税相当額
- (3) 採用決定者3人目以降 1人につき40万円及び消費税相当額

(紹介手数料の返還)

甲に入社を決定した採用決定者が、採用決定者の自己都合により、入社前の内定辞退、または入社日から起算して6ヶ月以内に退社した場合、乙は甲に対して次の通り紹介手数料を退社決定より30日以内に返還するものとする。

- (1) 入社前 : 紹介手数料の100%／人
- (2) 入社後 3ヶ月以内に退社 : 紹介手数料の50%／人
- (3) 入社後 6ヶ月以内に退社 : 紹介手数料の25%／人
- (4) 紹介手数料の返還の計算式は次の通りとする。
紹介手数料÷採用決定者数×前に定める率×変更人数